

平成19年度税制改正(地方税)における政策評価の活用について(総務省自治税務局)

1. 各省庁から提出された政策評価資料の概要

- 税制改正要望に当たっては、従来より、要望書において当該要望に係る改正による効果、増減収額等についての記載を各省庁にお願いしてきた。
- 平成 16 年度税制改正要望から、要望書の別紙において「既存税制の政策効果」として、施策の必要性、要望の措置の適正性、これまでの政策効果等を具体的に記載することとし、平成 19 年度税制改正においても、引き続き、各省庁に対し、同様の様式による要望書の提出をお願いしている。
- さらに、各省庁から提出された要望書については、透明性の向上を図る観点から、平成 17 年度より要望書を総務省ホームページに公表している。

2. 政策評価資料の活用状況

- 各省庁から提出された要望書の内容については、計数的な指標等を用いて具体的に示すことをお願いしているところであるが、今後、政府全体における政策評価の実施状況等を見極めつつ、要望書の様式や活用方法につき、引き続き検討する必要があると認識している。
- 平成 19 年度税制改正においては、「政策目的」、「施策の必要性」、「要望の措置の適正性」、「これまでの政策効果」、「要望する延長期間中の達成目標」、「前回要望時の達成目標」及び「前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由」欄等を活用して、各非課税等特別措置の政策目的・効果や政策手段としての適正性等を検証し、既存の非課税等特別措置の見直しを行った結果、37 項目の廃止・縮減を行った。
- 非課税等特別措置については、今後も常にその目的や効果を十分に検証し、その見直しを行い、整理・合理化を進める必要があると認識している。

平成19年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

省庁名 国土交通省

No	118	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （自動車取得税）	
要望項目名	電気自動車（燃料電池自動車を含む）、圧縮天然ガス（CNG）自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車の取得に係る特例措置の延長	
要望内容 （概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、圧縮天然ガス（CNG）自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について、対象自動車に関し所要の見直しを行いつつ、2年間延長する。 ・特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（燃料電池自動車を含む）、圧縮天然ガス（CNG）自動車及びメタノール自動車について、税率2.7%軽減の特例措置を適用する。 ・ハイブリッド自動車について、税率軽減（バス・トラック：2.7%軽減、その他：2.2%軽減）の特例措置を適用する。 	
関係条文	地方税法附則第32条第3項及び第4項、同法施行規則附則第5条及び第12条	
要望理由	<p>近年の原油価格の高騰や我が国のエネルギー安定供給の課題等があるなか、自動車の燃料転換・多様化に向けた、ガソリンや軽油に代わる代替エネルギーを用いた自動車の普及の推進についてはますます重要なものとなっている。</p> <p>また、京都議定書目標達成計画によるCO2排出削減目標に代表される地球温暖化問題への対応や、大都市を中心に引き続き深刻な状況にある、自動車からの排出ガス（NOx・PM）による大気汚染問題に確実に対応していくためには、電気自動車等の環境負荷の小さい自動車の普及を促進することが重要である。</p> <p>しかし、このような自動車は通常の自動車に比べ高価格であり普及が進まない状況にあることから、昭和50年度以降、本税制特例措置により電気自動車等の普及促進を図ってきており、これまで着実に効果が現れてきているところであるが、一方で、全自動車台数に占めるこれらの自動車の導入割合ではまだまだ小さく、引き続き取組みを続けていく必要がある。</p> <p>このため、引き続き自動車の燃料の多様化・代替エネルギー活用の促進、京都議定書目標達成計画によるCO2排出削減目標達成、及び引き続き深刻な状況にある大気汚染問題に確実に対応していくためには、電気自動車等の環境負荷の小さい、代替エネルギーを活用した自動車に対する本制度の延長が是非とも必要である。</p>	
減収見込額	(初年度) 調整中	(平年度) 調整中 (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 エネルギー需給構造改革投資促進税制 ・融資、補助金その他 日本政策投資銀行等の低利融資、低公害車普及促進対策費補助
	19年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 日本政策投資銀行等の低利融資、低公害車普及促進対策費補助
過去の要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年度（電気自動車） ・昭和61年度（メタノール自動車）を追加 ・平成4年度（ハイブリッド自動車）を追加 ・平成5年度（天然ガス自動車）を追加 ・平成7年度（2.2%に拡充） ・平成8年度（2.4%に拡充） ・平成9年度延長 ・平成10年度にハイブリッド自動車の範囲を拡充（バス・トラック2.4%、その他2.2%） ・平成11年度現行の軽減措置に拡充 ・平成12年度ハイブリッド自動車延長 ・平成13年度延長 ・平成15年度延長 ・平成17年度延長 	
本要望に対応する縮減案		
担当者等（連絡先）	<p>担当課：自動車交通局技術安全部環境課（課長）徳永 泉（課長補佐）佐藤克文（担当）小松 明（専門官）手島和幸</p> <p>電話：(代表) 03-5253-8111 (内線) 42-533 (直通) 03-5253-8603 (FAX) 03-5253-1639</p> <p>担当メールアドレス：komatsu-a2yt@mlit.go.jp</p> <p>担当課：自動車交通局旅客課（課長）藤田耕三（課長補佐）岡野まさ子（課長補佐）佐藤研一（担当）浪川健治</p> <p>担当課：自動車交通局貨物課（課長）奈良平博史（課長補佐）川崎 博（課長補佐）因泥信宏（担当）宮屋敷繁行</p>	

平成19年度税制改正（地方税）要望事項＜別表＞
（既存税制の政策効果）

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車取得税）														
要望項目名	電気自動車（燃料電池自動車を含む）、圧縮天然ガス（CNG）自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車の取得に係る特例措置の延長														
延長又は拡充の必要とする理由	<p>（1）政策目的 自動車の燃料転換を促進させるための代替エネルギーを用いた自動車の普及、京都議定書目標達成計画によるCO₂排出削減目標の達成、並びに引き続き深刻な状況にある自動車排出ガスによる大気汚染問題に的確に対応するため、電気自動車等の環境負荷の小さい自動車の普及を促進させることを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性 近年の原油価格の高騰や我が国のエネルギー安定供給の課題等があるなか、自動車の燃料の多様化等運輸エネルギーの次世代化に対応する、ガソリンや軽油に代わる代替エネルギーを用いた自動車の普及の推進についてはますます重要なものとなっている。また、平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、京都議定書のCO₂削減目標を達成するための政府の方針として、2010年においてクリーンエネルギー自動車の普及促進により、約300万トンのCO₂を削減することとなっており、具体的には「税制上の優遇措置」といった対策が盛り込まれている。これらの目標を達成するためには、これまで電気自動車等の普及に効果を上げてきた本制度の延長が是非とも必要である。</p> <p>（3）要望の措置の適正性 CO₂、NO_x・PMの排出抑制のため走行量を強制的に制限したり、車両の大型化を強制的に抑制する措置を講じる等、直接的な規制措置をこれまで以上に過度に講じることは、国民生活や経済活動への悪影響が懸念される。このことから、自動車交通の利便性を維持しつつ、排出量削減を実現するためには、環境負荷の小さい自動車の早期実用化・普及をより一層推進し、単位あたりのCO₂、NO_x・PM排出量の削減を図っていくことが極めて重要である。その際には環境と経済の両立を図るため、直接的な規制措置を行うことは極力避け、税制特例措置によるインセンティブ付与によることが適切である。</p>														
これまでの政策効果	昭和50年度以降、本税制特例措置により電気自動車等の普及促進を図っており、これまで着実に効果が現れてきているところである。（平成17年度 対象車新規登録台数：65千台、平成15年度：46千台）														
要望する延長期間中の達成目標	<p>（2年延長を要望） 京都議定書に基づく我が国のCO₂削減目標を達成するためには、運輸部門からの排出量を2010年において90年比15%増の水準まで抑制する必要があるとあり、平成17年4月に閣議決定した「京都議定書目標達成計画」では、削減目標の達成のための政府方針として、クリーンエネルギー自動車の普及促進により約300万トンのCO₂を削減することとしており、具体的には「税制上の優遇措置」といった対策が盛り込まれている。また、大都市を中心にNO_x、PMIに係る大気環境基準の達成状況は依然として低い水準にあり、早期の改善が求められている（平成22年度までに、NO_x、PMIにつき大気環境基準を概ね達成することが目標とされている）。 以上の問題解決のため、環境負荷の小さい自動車の着実な普及を図っていくことが不可欠である。</p>														
前回要望時の達成目標	<p>京都議定書に基づく我が国のCO₂削減目標を達成するためには、運輸部門からのCO₂排出量を2010年において90年比17%増の水準まで削減する必要があるとあり、このため、平成14年3月に決定した地球温暖化対策推進大綱では、低公害車の開発・普及により1870万トン削減することが求められている。 また、NO_xやPMIに係る大気環境基準の達成状況は依然として厳しい状況にあることから、早期の改善が求められている。 以上の問題解決のため、環境負荷の小さい自動車の着実な普及を図っていくことが不可欠である。</p>														
上記目標の達成度 〔未達成の場合はその理由〕	<p>以下のとおり電気自動車等の環境負荷の小さい自動車の普及が進んでいる。</p> <table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">（13年度末）</td> <td style="width: 20%;">（14年度末）</td> <td style="width: 20%;">（15年度末）</td> <td style="width: 20%;">（16年度末）</td> <td style="width: 20%;">（17年度末）</td> </tr> <tr> <td>84,156台</td> <td>103,875台</td> <td>147,892台</td> <td>214,420台</td> <td>276,352台</td> </tr> </table>					（13年度末）	（14年度末）	（15年度末）	（16年度末）	（17年度末）	84,156台	103,875台	147,892台	214,420台	276,352台
（13年度末）	（14年度末）	（15年度末）	（16年度末）	（17年度末）											
84,156台	103,875台	147,892台	214,420台	276,352台											
これまでの要望経緯	<p>・昭和50年度（電気自動車） ・昭和61年度（メタノール自動車）を追加 ・平成4年度（ハイブリッド自動車）を追加 ・平成5年度（天然ガス自動車）を追加 ・平成7年度（2.2%に拡充） ・平成8年度（2.4%に拡充） ・平成9年度延長 ・平成10年度にハイブリッド自動車の範囲を拡充（バス・トラック2.4%、その他2.2%） ・平成11年度現行の軽減措置に拡充 ・平成12年度ハイブリッド自動車延長 ・平成13年度延長 ・平成15年度延長 ・平成17年度延長</p>														

地方税における非課税等特別措置の整理合理化の状況

	整理合理化			新設・拡充			単 延 純 長
	廃止	縮減 合理化	小計	新設	拡充	小計	
平成4年度	8	42	50	9	14	23	36
5年度	4	34	38	7	18	25	39
6年度	17	31	48	21	15	36	45
7年度	22	40	62	1	13	14	28
8年度	17	111	128	7	15	22	29
9年度	14	44	58	10	17	27	31
10年度	9	36	45	32	30	62	62
11年度	32	64	96	24	31	55	45
12年度	19	63	82	20	22	42	40
13年度	18	46	64	19	25	44	50
14年度	34	61	95	16	41	57	34
15年度	13	45	58	20	32	52	42
16年度	12	41	53	25	10	35	26
17年度	13	26	39	19	17	36	34
18年度	24	44	68	8	9	17	33
19年度	23	14	37	6	4	10	45

近年における非課税等特別措置の整理合理化の状況

年度	区分	縮減		電気税の産業用 非課税廃止品目	
		廃止	合理化		計
昭和52年度		1件	15件	16件	7品目
53年度		6	6	12	4
54年度		9	15	24	3
55年度		12	16	28	2
56年度		5	11	16	2
57年度		11	24	35	—
58年度		1	20	21	1
59年度		1	17	18	1
60年度		10	23	33	—
61年度		4	36	40	1
62年度		3	24	27	1
63年度		3	14	17	1
平成元年度		3	30	33	—
2年度		5	25	30	—
3年度		14	22	36	—
4年度		8	42	50	—
5年度		4	34	38	—
6年度		17	31	48	—
7年度		22	40	62	—
8年度		17	111	128	—
9年度		14	44	58	—
10年度		9	36	45	—
11年度		32	64	96	—
12年度		19	63	82	—
13年度		18	46	64	—
14年度		34	61	95	—
15年度		13	45	58	—
16年度		12	41	53	—
17年度		13	26	39	—
18年度		24	44	68	—
19年度		23	14	37	—

※ 電気税については、平成元年4月1日に廃止された。